

茨城県水道用水供給事業における使用料金の特別措置に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、茨城県水道条例（昭和57年茨城県条例第17号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づく使用料金の減免措置としての特別措置を定めることにより、県の水道普及率の向上を図り、もって水道用水供給事業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用料金 条例第7条第3項に定める料金をいう。
- (2) 市町村等 茨城県水道用水供給事業から給水を受けている市町村及び水道企業団をいう。
- (3) 支援制度 市町村等が水道事業の新規水道加入者及び既水道加入者において口径の増径をした者（以下「新規水道加入者等」という。）に対して、水道工事代の補助又は加入金の減免等を行う制度のことをいう。

(特別措置の対象となる者)

第3条 本要項制定後、支援制度を設け、平成28年4月1日以降に新規水道加入者等に対して支援を行った市町村等とする。

(使用料金の減免の率及び減免の期間)

第4条 本要項に基づく特別措置は、前条に該当する者に対し新規水道加入者等の使用水量見合いの使用料金を減免することとし、当該減免の率は2分の1とする。

ただし、茨城県水道用水供給事業より直接給水を受けている水道事業以外の水道事業の新規水道加入者等は除くものとする。

- 2 前項の減免額は、別表により算出するものとし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 使用料金を減免する期間は、減免の決定をした翌月から3年を経過する月までとし、減免は月単位で行うものとする。

(減免額の限度)

第5条 本要項に基づく特別措置により減免する月単位の額は、当該月の使用料金に2分の1の率を乗じて得た額を限度額とする。

(減免の申請)

第6条 この要項の適用を受けようとする者は、減免申請書（様式第1号）を、4月から3月分について翌年度の4月10日までに茨城県公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市町村等が必要とするときは、4月から9月までの上半期分について当該年度の10月10日までに提出することができるものとする。この場合において前項の申請対象期間は、10月から3月までの下半期分とする。

(減免の決定)

第7条 管理者は、前条による申請があったときは、内容を審査し、使用料金の減免を決定したときは、速やかに申請者に決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

付 則

(施行期日)

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要項の第5条の規定については、継続して減免措置を受けている市町村等にも適用する。

別表(第4条関係)

(1) 1日当たり減免対象水量算出式

$$1人1日当たり平均使用水量(\ell) \times 水道加入者件数 \times 平均世帯人員 \times 1/1,000$$

(2) 1日当たり減免額算出式

$$1日当たり減免対象水量(m^3) \times 使用料金 \times 1/2$$

※1. 1人1日当たり平均使用水量:厚生労働省の「水道統計調査」による減免対象年度の前々年度の当該市町村等の上水道事業の1人当たりの平均給水量とする。

※2. 水道加入者等件数:市町村等の支援制度により新たに水道に加入した者及び既水道加入者が口径の増径を行った者の合計件数とする。

※3. 平均世帯人員:茨城県統計課の「茨城県常住人口調査」による減免対象年度の前年度4月1日現在の当該市町村の1戸当たりの平均世帯人員とする。ただし、水道企業団の場合は、構成市町村の平均世帯人員とする。

※4. 使用料金:当該水道用水供給事業の使用料金とする。